

令和元年度 第1回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	第1回岸和田市障害者施策推進協議会
日時	令和元年8月2日(金)10時～12時
場所	市立福祉総合センター3階 大会議室
出席委員	松端委員 大谷委員、根来委員、寺田委員、松谷委員、叶原委員、竹原委員、福井委員、松崎委員、吉川委員、今口委員、高田委員、網代委員、皆田委員、岸上委員、泉委員、以上16名。
欠席委員	4人
事務局	津村福祉部長、長谷川障害者支援課長、庄司障害者支援課参事、野村障害福祉担当主幹、鹿谷相談担当主幹、井原サービス担当長、石飛福祉医療担当長、櫻井子育て支援課参事
傍聴人数	3人
次第	1 開会 2 議事 (1) 第4次障害者計画の状況について (2) その他 3 閉会
配布資料	・第4次障害者計画進捗状況

【議事内容】

- 事務局：定刻になりましたので、ただいまより、令和元年度第1回岸和田市障害者施策推進協議会を開催いたします。本日はお忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。会議に先立ちまして、本日の協議会は公開となっております。傍聴ご希望の方が3名おられることをご報告いたします。また委員20名中16名が出席しており、有効に成立していることを報告します。では議事の進行を会長にお願いいたします。
- 会長：よろしくお願いたします。では、議事(1)の第4次岸和田市障害者計画の状況について、事務局より、説明よろしくお願いたします。
- 事務局：事務局より、第4次岸和田市障害者計画について、資料に基づき、1ペー

ジから4ページまでを説明。

- 会 長：ありがとうございます。今の説明についてなにかご意見ありますか
- 委 員：防災対策の推進のところ、福祉避難所として指定している施設と意見交換や個別訪問し運用などについて協議を行ったとありますが、具体的にどんなことを話したのですか。また以前、市内で爆弾騒ぎがあったとき、町内放送があったようですが、聴覚障害者には伝わらないです。吹田での事件など外出を控えるような町内放送があっても分からないので、どうすればいいのか。また市政だよりに手話を導入されているとありますが、今年度から市政だよりがなくなった。これも、今後どうなっていくのですか。
- 事務局：まず、福祉避難所として、施設との意見交換については、普段からどんな備えをしているのか、備蓄品などはどれくらいあるかとか、また、もし避難するとなった場合、どこの施設もベッドは満床のなかで、場所はあるのか、ベッドを置く場所があるかなど、施設としての課題など意見交換しました。また以前おこった吹田の事件の場合、実際のところ、市から聴覚障害者への何らかの情報発信はしておらず、聞いているのは、手話通訳者の方などから一斉にメールで情報が送られたというのは聞きました。これについては今後の課題です。それから市政だよりについては、市の方針として今年度から廃止となりました。現在のところ、いつから再開とかそういうことはないです。
- 委 員：市政だよりについて、ただ無くなったということでは、納得のいくものではないです。
- 事務局：厳しい現状の中で申し訳なく思っています。また吹田の事件のような時の対応は今後の課題です。
- 委 員：障害者自立支援協議会のPRイベントとして、統合失調症及び発達障害に関する疑似体験とありますが、具体的にどのような内容ですか。それと、特別支援教育事業で、車いす体験や手話などの体験的な活動だけでなく、精神障害や発達障害などについての取組を行ったとありますが、どういった内容ですか。
- 事務局：統合失調症の方の日常生活を描いたものと、発達障害の子どものこと、そして学生の就職活動中の様子を描いたものです。1本15分程度です。統合失調症の方の映像については、幻聴、幻覚の症状で、部屋にいるとき、そういう症状がでてくる。もう一人は統合失調症で妄想と幻聴のある方が、ガソリンスタンドで働いていて、ガソリンスタンドの事務所でテレビを見ているとき、大統領が来日して、大統領が自分に会いたがっている、だから行かなくてはならないといって家をでていく。別の映像は、子どもが野球のクラブに入っていて、家から出かけるときに、いろんなことが目にはいってしまい、忘れ物したり、他のことに気がいってしまって、それで遅刻してしまう。就職活動の学生については、部屋が片付けられず、面接の

時間に間に合わず、大事なものをわすれてしまう。普段の生活のなかで、生きづらさなどを表している映像です。

- 委員：当事者になったつもりで発信されていて分かりやすいのだと思います。自分も以前、疑似体験で、眼鏡を付けて、幻聴とか幻視が見えてくるようなことをやりました。もう10年くらい前ですが、教員をやっていた時代ですが、何年か経って生徒が卒業した後、卒業した生徒から連絡があり、自分に幻聴などがあり、その時、以前体験した幻聴と同じだと思った。彼はその時、入院していて、そこから電話してきた。ですから、学校でもそういったことを学んでいくことが大切です。そういうことをやってもらったらありがたいと思います。
- 事務局：特別支援教育について、教員の方々も発達障害のある児童が増えてきており、発達障害や精神障害のことを学んだり、研修会に参加したり、またここには書いてませんが、精神障害者の当事者の方々为学校に行き、自らの体験を語ったりすることもやっています。
- 会長：ありがとうございます。車いす体験などは学校でもよくやったりするのですが、精神障害の模擬体験とか、当事者の方に来ていただき話をしてもらうといったことも増えてきているようです。その他はどうですか。
- 委員：障害者虐待対応のところですが、件数などは分かりますか
- 事務局：平成30年度の実績ですが、通報相談件数について、養護者からの虐待通報相談は10件で、対応したのが10件、うち虐待ありと判断したのは5件。施設従事者からの虐待の通報相談件数は5件で、対応したのは5件、うち虐待と判断したのは3件。使用者虐待では、通報相談件数は1件、対応は0件、虐待の判断も0件でした。
- 委員：それらに関しては、その後はどうなっていくのでしょうか？
- 事務局：その後の状況確認や、支援などを行っていきます。例えば、養護者虐待については、介護負担を軽減するようなことで安定していく場合など、継続して支援など行っていきます。
- 会長：その他いかがでしょう。なければ次の5ページからお願いします。

- 事務局：事務局より、第4次岸和田市障害者計画について、資料に基づき、5ページから8ページまでを説明。

- 会長：ありがとうございます。何かご意見ありますか。
- 副会長：3つお聞きしたのですが、1つ目は、支援学校に通う人の長期欠席者について、長期欠席者が問題になったりしていますが、在宅にいて、お金に困っているいろいろな問題を起す人もいたりします。なかなか状況把握が難しく、その辺はどうなっていますか。それと2つ目は、障害の児童の個別支援計画について、個別支援計画が児童発達個別支援計画のガイドラインに沿ったものとなっているのでしょうか。3つ目は、医療的ケアが必要な方

を支援するための連絡協議会などの開催状況はどうなっていますか。

- 事務局：1つ目の支援学校に通う人の長期欠席者の把握について、学校では把握していると思いますが、こちらでは、個別に支援の相談などがあれば把握できますが、全体的にどれくらいかというのは、把握していません。
- 2つ目の障害児の個別支援計画がガイドラインにそっているかについて、沿っていると思いますが、明確に分からないので確認させていただきます。
- 3つ目の医療的ケアが必要な方の支援するための協議会の設置については、現在保健所が事務局やっていた場を活用し、岸和田・貝塚で各機関が集まって協議の場を設置しました。
- 委員：私たちの団体では、今、一番関心があるのは成年後見制度のことです。関心があるけど、実際に使うとなると、弁護士の方が入ったりすると、金額がかかったりなど、二の足を踏むのですが、報告を見ると、市長申し立てのところ、障害が5件、高齢が24件となっていますが、どういう状況なのでしょう。また我々の団体では3年前に講習会をしたのですが、今はどんどん身近に利用されるような状況になってきているのか、最近の変化など、分かれば教えてほしいです。
- 事務局：成年後見制度についてですが、利用する方は、圧倒的に高齢者の方が多いのですが、高齢者の中には障害者が含まれます。親族の方が申し立てをして、親族の方が後見人等になる場合も結構あると思いますが、市が申し立てをする場合は、制度が必要でありながら、身寄りのない方、申し立てをできる方がいない場合などに、市が裁判所に申し立てを行います。また、親族からの虐待で本人の財産も守る必要があるときに、市が申し立てを行い、弁護士などが後見人になる場合もあります。裁判所に申し立てるので、手続きが難しいと思われるかもしれませんが、申し立て支援を社会福祉協議会が行ったり、市では、高齢者の場合は福祉政策課、障害者の場合は障害者支援課が市長申し立ての担当をしているので、申し立てに関して、申し立ての方法や費用のことなど、相談を受けることができますと思います。
- 申し立ての費用については、8,000円程で、それ以外に診断書の費用が3,000円から5,000円程。また稀にですが、診断書で不十分な場合は別途精神鑑定が必要な場合もありますが、その場合は5万円くらい必要ですが、大抵は診断書で足りています。後見人になる人も、親族以外に、弁護士や司法書士、社会福祉士などのほか、社会福祉協議会が法人として後見人になる場合や、市民後見人も毎年養成研修をして養成しています。市民後見人は無報酬で後見活動を行います。申し立て費用や報酬については、原則、ご本人の財産から支払われますが、市が申し立てをした場合、生活保護の方など、申し立て費用や報酬を市が助成する制度もあります。
- 委員：制度的なものは、だいたい分かっているのですが、私たちの団体でも、子どもが50～60代とか、親も80代とか、近いうちに親亡きあとに直面する状況が近づいてきています。弁護士が後見人になっている場合もありますが、費用もかかるし、現実として、成年後見制度を使うという踏ん切りが、な

かなかつかない。もっと身近で使いやすいような制度になってもらいたいし、またそういった情報があればいただきたいと思います。

○会 長：成年後見制度といっても、成年後見人が親の代わりをするわけではないし、直接、具体的な世話を、親がやっていたようにするわけではないので、あくまで、本人に代わって契約したり、財産管理する役割になります。岸和田では社会福祉協議会が法人として成年後見人になったり、大阪府全体の取組として、市民後見人の養成などもあります。市民後見人は無報酬のボランティアとして後見活動しています。他にご意見ないでしょうか。

○委 員：障害のある人の尊厳の保持というタイトルがありますが、先程も話されましたが、親が80代で、子が50代という話。私ももう60歳で子どもが30歳です。今、いろんな施設を見学に行ったりしています。この前、あるグループホームに見学に行ってきました。とてもきれいなところでした。そこは10床あり、費用を聞くと、家賃やその他の必要なものを入れると、毎月10万円必要ですと言われました。しかし、毎月10万円となると、障害者の年金だけでは無理です。財産がある人はいいですが、ない人はどうすればいいのかと聞いたら、世帯分離してくださいと言われました。本人の貯蓄を5万円までにして、生活保護を受ければここに入れますよと言われました。きれいなところだし、入居希望者も多いようです。女性だけの棟は作らないのですかと聞いたら、とてもじゃないけど、そこまでしたらつぶれますと言われました。また別の施設では、50人規模の施設で、ショートは7床あります。ということは、夜は57人が生活しています。そこに職員は3人、明けに1人来るので、4人になります。お風呂が週に3回入れてもらえます。朝からお風呂に入れてくれて、そのあと、ゲームとか何かしてくれるのかと思ったら、それどころではなく、お風呂に入れるのも大変な状況です。昔から私たちは、子どもの豊かな人生のためとあって、家でリハビリさせたり、いろんな体験させてくださいといわれたので、馬の背中に子どもを乗せたりとか、いろんなことをしてきました。やっと大人になったと思ったら、お風呂に入れてもらって1日が終わってしまうのです。もちろんお風呂だけでなく、食事もしたりしますが、あまりにも暇なので、ある人は、ジーパンの紐をほどいてたんです。ずっとジーパンの紐をほどいて、それを口にいれたり、かんだりとかしていました。このような状況で、障害のある人の尊厳の保持とか言われると、憤りを感じてしまいます。でも市に言っても仕方がないところがあって、大阪府とか国とかに言わないといけないところでもあります。医療的ケアの必要な方の場合、もっと大変な状況です。先日、私たちの仲間の方が、選挙の車が通りかかったところにたまたま居合わせて、松井さんがでてきて、握手しに来てくれたので、そのお父さんは藁をもつかむ思いで、うちの子は支援学校に行っていて、ずっと付き添いが必要なんです。親も大変で、生活が成り立たないと言ったら、その後、教育委員会の人に来てくれることになり、私も行って、府の教育委員会の方とお話しさせていただきました。もちろんいろいろと

話は聞いてくれました。かといってすぐに何かをしようというわけではないです。でも私が言ったのは、24時間の表を作って、父、母と書いて、父はこれだけしか寝ていない。この状況で仕事は2回行って月6万円。母はこれだけ付き添いして、パートして月6万円、2人で12万円。父をずっと働かせてほしい。母は学校の付き添いの時間、休ませてほしい。去年から言っていて、待機室でも作ってくださって去年からお願いしていて、あるのに、なんで休憩させてくれないのですか、と言ったけど、なんかうやむやな感じで、本気に誰かを支えようとかいうのが少ない。結局時間だけが過ぎていく。その医療的ケアの必要なお子さんも、あと1年半で支援学校卒業して、今度は作業所に通うのです。今の状況で入れる作業所は少ないです。あまりにも経験少なすぎて、学校に行ってる時はお母さんがずっと付き添いしていたのが、それが作業所に行って、作業所が受け入れてくれて、すべて任せてって言ってくれますか。憤りばかり感じています。ここでもみなさんに聞いていただき、先ほど、委員の方から虐待問題のことも言っていただきましたが、現場は57人で夜中に職員は3人、障害者の方もいろんな障害があります。そういった方々を3人で見れるかどうか、かなり大変です。虐待の件数も実際はもっとあるはずだと思います。ここにでている件数は少ないです。お父さんもお母さんもいないから、この数に上がってないのだと思います。

○会長代理：ALSの方が先日の選挙で当選されるということがありました。今後、制度の改革なども進めばいいかと思います。それと、本当にグループホームがいいのかどうか。共同生活より、1人ずつ住まいがあって、ヘルパーの派遣、そして日中活動をする。重度だから施設、軽度だから自立とか、そういうことではなく、どんな方でも、必要な支援を受けられて地域で生活をする。現実はまだ難しいかもしれませんが、これは言い続けていくことだと思います。それとグループホームも企業などが建てたりしていますが、ビジネスとして展開している場合もある。もっと劣悪な状況とか、虐待が起こっているような、つらい現状があります。赤字経営で、半年で閉めてしまったところなどもあります。それと、もう一つは人材がいない。介護福祉士養成学校には外国人に占められている。人材確保をどうしていくかが大きな課題となっています。今の介護の現場では、主力は60歳くらいの女性の方が担っているといった現状もあります。

○委員：精神障害者家族会ですが、8050問題はかなり深刻です。いい解決方法はない状況ですが、本当に8050問題は大変なんです。解決といっても子どもが50になってからだと大変で、先日の川崎での事件も、50代の息子を見れない、それでどうしていいか分からず事件になった。そうすると、ほんとに大変です。またこの前、仙台地裁で、優生保護法が違憲であると、障害者も子どもを産み育てる権利があると判決がでた。でも家族会では、現実はそのどころではなく、生きるか死ぬか、子どもを殺すしかないという和歌山の事件もありましたが、そこまで追い詰められてしまうと、もう専門知

識がある人でないと救えないです。憲法13条か、産み育てるという段階で福祉が手を差し伸べる状況を作らなかったら、多くの人に多くの人が軽い段階からサポートしていく。そういうことをしなかったら、だめだと思う。優生思想が間違いだというなら、障害者の人が子どもを産んで育てられるそういうシステムが必要ではないでしょうか。多くの人が軽い段階から支えられる。それと、発病していくのは、多くの原因は学校の人間関係やいじめ、またそれが直接の原因でなかったとしても、それがきっかけで、10代で発病し、50まで続いていく。マスコミは、いじめが原因で自殺とか、すぐに直接的に報道するが、何十年とひきこもりが続いて、その後大変なことになる。やはり、10代の頃からのケアが必要で、そこをしっかりとしなかったらどんどん問題が広がっていくと思います。

○会 長：ありがとうございます。その他はどうでしょうか。

○委 員：施設の管理者をしております。先ほどからの意見を聞いていて、せまってくるものがありますが、8050問題について、生活の場に困っているというのがひっ迫しています。現在、うちの施設では、ショートステイで5床あります。うち4名が長期間の利用。うち1名は2年にもなります。ほとんど入所と同じです。4名のうちの3名は、もともと親が入院などで見れなくなって、退院してももう見ることができず、そのままショートステイが続いているといった状況です。こういった状況は、家族さんも高齢になっていくので、減ることはないでしょう。その後、増える状況に対して、生活の場の確保。とりあえずの場がないので、入所でも、グループホームでも一人暮らしでもいいですから、それを支えていく制度が非常に必要になってきます。親がずっと見ていくということではできないので、第三者が権利を守る、財産も守るそういうシステムも充実させていく必要がある。ただし先ほど話もありましたが、ビジネス化しているところもあって、貧困ビジネスで、お金がなくても、生活保護を受ければ、それでやっているというのがあり、それで、生活保護の方をどんどん受け入れているような事業者が、障害者の権利を守れるかという、それはどうかとも思います。いろんな事件も起こったりしています。ケアが必要な障害者はビジネスモデルから外されてしまっているようなところがあります。

○会 長：ありがとうございます。他はどうでしょう。

○委 員：もう少し知っておいてほしいことがあります。うちの子は30歳で、いきなり50歳になるわけではありません。この間にいろいろと準備して、いろいろ探しているのですが、でも安心してショートステイを利用して、親離れをしていくところがない。安心して親離れ、子離れができないです。行ったら全然安心できないのです。先日行ったところは、10床あって、うち8床は生活されていて、2床はショートで使っています。その合計10人を、夜は年配の女性が1人でみている。しかも資格を持っていないようで驚きました。そこを利用して、次の日に迎えに行きました。行くともとてもきれいです。でもきれいで、10人は皆バラバラになっている。みんな何

をして過ごしているのか、ボールもない、お絵かきセットもない、テレビもついてない。みんな暇そうにバラバラに座っているのです。とても悲しくなりました。そのうちの一人の方が、60くらいの人ですが、上のほうをトントン、トントンしているので、ずっとたたいている。ずっとそうしているのですかとお世話している人に聞いたら、昨日からしているという。大丈夫なのですか、手が痛くないのですか、寒くないのですか、なんであるにたたくのですか、と聞いたら、以前は毎週、お父さんが迎えに来てくれていた。だけど、高齢で免許証返納したから、迎えに来れなくなった。それを説明しても分からなくて、土曜日になっただけでずっとたたくそうです。だから私から、「Yさん、うちの子と、一緒にテレビ見たり、一緒に遊んであげてなと言ったら、落ち着いて、顔つきが変わったんです。その後、ちょっとしたボールとか遊べる品物を寄付したら、余暇支援の品物ありがとうございましたと言われました。余暇支援の品物がないのです。グループホームにそういう現状もあります。

○会 長：今、学生でも福祉をやりたいという人は少ないです。本気になって誰かを支えるというより、働く場として福祉があって、職業の一つとして考える人が多い。それと、日本はずっと親と家族に頼ってきた歴史がある。社会保障は先進国では最低レベルと言われていています。ひとりひとりの尊厳を大切にするとか、あたりまえの生活を支えるとか、そういう制度設計になっていないです。そういう声をあげていかななくてはならない。障害者の福祉では以前から声をあげてきたのですが、最近はおとなしいようです。

○委 員：以前の人たちが、就学猶予とか免除、また養護学校を作るように運動してきました。私たちは子どもを産んでから、その2つがあったから、次は放課後等デイサービスの運動に頑張ってきました。今の若い人たちは、子育てして、次が見えていない。何も見えてなくて困っていない。私は、今困っているから、施設見学に行っては泣いているのですが、運動も何もしていない人、障害児の家族が多いです。だからおとなしいというか、知らないです。このままだと後退していきます。いろんなこと知ってもらうことが重要だと思います。

○会 長：社会をよくしていこうということ、思うことが大事です。今、ひきこもりも深刻で、15歳から65歳未満で115万人と言われていています。それに不登校が30～40万人。両方で少なくとも150万人がひきこもりや不登校です。自殺の問題も一時は3万人だったのが、今は2万1千くらいには減っています。しかし子どもの自殺は増えていて、特に学校でのいじめとか、そういう問題が大きいようです。子どもの自殺が多い社会は異常なのですが、それを異常だという人がいない。子どもを離したくても離れられないような家族もまだまだあります。

○委 員：私も子どもを離したくても離せられない。そこを変えていきたいけど、運動する若い人がいないのです。

○会 長：先程意見があった、ヘルパーを利用して、ひとり暮らしをいう選択もある

かと思います。例えばシェアハウスを利用したり、また今ある制度やサービスを上手に使うという、いいやり方があるかもしれないです。模索しながら、実践しながら、次につながっていければいいと思います。他にいかがでしょうか。

○委員：西宮市の資料ですが長期入院している精神障害者の地域移行をいかにしていくかは重要なことです。実際に取り組んだ人が発表したものですが、西宮では1年以上入院している入院患者の方のところ行って、ひとりひとりがどんな状況か確認していく。そうしなければ、待ってるだけでは退院は進まないということです。岸和田でも、かけはしさんがやっていると聞いて、非常にありがたいなと思っています。

○会長：ありがとうございます。他はいかがですか。

○委員：2つ質問があります。1つ目は、こころの健康づくりの推進について、自殺予防対策として、精神科医や弁護士等専門職による相談会の開催を年3回とありますが、具体的にどれくらいの件数の相談があるのか、また相談後の支援の流れはどうなっているのか。2つ目は、就労支援の充実のところの、大阪障害者職業能力開発校にて実施する案内チラシや募集記事の広報掲載について、また障害者就業・生活支援センターとかどのようにかわっていくのかなど、教えていただきたいです。

○事務局：まずは、自殺予防対策の精神科医や弁護士等専門職による相談会に何人くらい相談されて、その後フォローされていくのかについては、今詳しいところまで分からないので、また確認のうえ報告させていただきます。それと大阪障害者職業能力開発校の生徒募集のチラシは、学校から送られてくるので、それを窓口で配架しているのと、広報については、学校からの依頼で、広報してもらいたいということで、広報きしわだにも掲載していますが、申込みなどについては、直接学校に問い合わせさせていただきます。いろんな技術を身につける職業訓練校で、学校には寮もあるので、地方から来られた方も、寮に入りながら学校でいろんな技術を身につけて、一般就職をめざしていくというものです。

それから、障害者就業・生活支援センターとの連携についてですが、窓口で就労の相談に来られたり、また仕事を辞めてしまったからの再就職など、本人から承諾をえて、センターにつないだりしています。また、就労に関する課題が多くあるということから、センターはじめ、他の支援機関が集まって、ワーキンググループを作り、まだ1回ですが、課題抽出などから始めているところです。

○会長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員：地域移行のことでいろいろ取組まれているところですが、相談として、住宅の確保について、家を借りるときに、知的障害や精神障害など障害があることを言うと、それで断られたりといったこともあるようですが、他の地域などの中でそういったことを聞いたり、または何か良い方法などありましたら教えてください。

- 会 長：住宅の確保のことですが、貸す側からすれば、どういった方が借りるのかは、当然知りたいことだと思います。身元引受人がいるかどうかとかいうのもあると思いますが、ただ、ご自身にどの程度の障害があるとか、そういうことを積極的に言う必要はないのではないかと思います。言うことでマイナスに影響しやすいことがあるかだと思います。住宅確保要配慮者の相談については8ページにもあります。ただ、障害を理由に拒んでしまうと、それは差別になってしまいます。保証人のこともあると思いますが、社協がその手配とか相談に応じたりしているようです。
- 事務局：8ページにもありますが、社会福祉協議会で住宅確保要配慮者の相談を行っています。
- 会長代理：最近は厳しくなって、管理会社に委託をする。昔は大家さんが、相談を聞いたりしていたのが、今は住宅を管理する会社があって、例えば3カ月家賃滞納したら、追い出されて、鍵も変えられてしまうとか。今の動きとしては、そのような感じになっています。入院についても、ガイドラインでは保証人の必要があるが、実際は入院の保証人がいなくても入院を拒否することはできません。
- 会 長：日本社会は、個人が自立していて、家族が社会を作ってきたのですが、高齢者も増え、単身者がどんどん増えてきます。個人が自立して、家族が社会を作っていくというのが崩れてきて、これからは個人が支えられながら、身寄りがいない方も増えてくる。今のシステムではそれに該当しない人があふれてきてしまいます。社会のあり方も変わっていかなくてはならないですが、変わるのも待ってるわけにはいかないので、実際には個別に対応していく必要があります。
- 委 員：市営住宅などももっと有効活用してほしいです。
- 委 員：社会福祉協議会の方もかなり頑張ってくれています。
- 会 長：高齢者が増え、公営住宅が福祉施設化してるようなところもあります。
- 委 員：先程からいろいろご意見を聞いて、社会福祉協議会も行政と協議して、大変ですが、頑張っていきたいので、またご意見等いただけたらと思います。
- 会 長：その他、いかがでしょうか。
- 委 員：手話言語条例が施行されました。その後の取組については、まだ何も進んでいないので、早く進めていただきたいと思います。また障害者差別を考えるセミナーのチラシを配ってもらいましたが、手話言語条例啓発事業とも書いてあります。このセミナーを開催するにあたっては、何も知らなかったもので、一緒に考えていきたいと思っていたところでとても残念でした。隣の貝塚市は条例施行後、いろんな取組を進めているので、岸和田市でも早く進めてもらいたいです。
- 事務局：市としてもできるだけ早く進めていきたいと思っています。状況としては、手話通訳者まではいかなくても、窓口で簡単な手話ができる職員の養成として、市の職員が手話講座に参加したりしています。
- 会 長：ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。では時間となりまし

たので、事務局お願いします。

○事務局：本日はお忙しい中、ありがとうございました。